

サプライヤーの環境評価

IBM の環境マネジメント・システムには、そのサプライ・チェーンについての環境要求事項があります。有害廃棄物の処理を委託するお取引先の環境アセスメントについての環境管理規定は 1972 年に定められました。この管理規定は、環境に配慮の必要な作業に無責任で、管理能力のない企業に委託することを防止するために作成されました。

この環境管理規定は 1980 年に更新され、生産に関連した特定のお取引先の環境評価をも含むことになりました。1991 年には、使用済み製品をリユース、再資源化、処分するお取引先の環境評価についての要求が追加されました。

事前にお取引先の施設や現場を審査し環境評価を行い、日本 IBM 社長の同意および IBM 本社環境部門の承認を得た上で取引をします。取引開始後も、最低 3 年に 1 度の現地監査を関連部門に義務づけています。評価の過程で懸念が生じた場合には、そのお取引先と一緒に検討し、IBM が納得するまで解決しなければなりません。こうしたお取引先の評価要求事項を IBM の関連部門が満たすことも、IBM の総合的監査プログラムの一部として扱われます。

2002 年、電気・電子機器廃棄物 (e-waste) が、経済協力開発機構 (OECD) に加盟していない国へ輸出され不適切な取り扱いがなされる懸念を払拭するため、IBM は使用済み製品のリユース、再資源化、処分を委託するお取引先まで環境評価を拡大し、OECD 非加盟国で二次処理がなされる場合、その委託先も査定と現地評価を行うようになりました。

また IBM には、技術的に陳腐化した機器や機能しない機器を仲介業者が再販するのを避けるための基準があります。さらに再販のために IBM から使用済みの製品や部品を購入する仲介業者が、OECD 非加盟国において本来の用途と異なり、分解や処理がなされることを知った場合は、再販をしないように合意書を締結しています。

上記の評価は、IBM の「サプライヤーの行動原則」に関連して行っている監査に追加されています。

2004 年 IBM の「サプライヤーの行動原則」を公表し、強制労働、児童就労、賃金と手当、労働時間、差別、敬意と尊厳、労働組合、安全衛生、環境の保護、法律、倫理に基づく取引、コミュニケーション、記録の保存について、当社のお取引先への期待と要求事項がまとめられました。その原則は、お取引先との契約や関わりに組み込まれ IBM の広範なサプライ・チェーンでの健全なビジネス慣行を推進するための手段としてお取引先の実績を積極的にモニターしています。

IBM は第三者の監査人の支援を得て、そのサプライヤー行動原則について何百もの現地サプライヤーの監査を行っています。その監査は、違反が発生しやすい市場のお取引先に焦点を当てリスクに基づく優先順でお取引先を選定しています。

2004 年より社会的責任を専門とし、地方の法律、慣行、文化および慣習に熟知した現地の要員と第三者の監査員により 15 の市場のお取引先と 550 以上の監査を行っています。

IBM のサプライヤー監査プログラムは、歴史的に社会的監査に焦点が当てられている製造と物流のお取引先およびサービスや一般購買のお取引先も含まれます。

2004 年、IBM も「エレクトロニクス業界の行動規範 (EICC: Electronic Industry Citizenship Coalition)」の策定に参加した企業の 1 つであり、これは、エレクトロニクス業界内での業務に単一の共通基準を定めるこ

とによって、お取引先を支援しようという取り組みです。IBMはEICC規範を、IBMの「サプライヤーの行動原則」と同等であり、その代替物であるとして受け入れています。環境マネジメントにおけるリーダーシップの一環として、IBMはお取引先に対しても、ISO 14001の認証を取得するように奨励しています。

また、IBMはお取引先のエネルギーと気候変動プログラムに焦点を当てています。2008年、IBMはカーボン・ディスクロージャー・プロジェクトに参加しました。お取引先の省エネルギーや温室効果ガス削減プログラムの状況を把握し、それらの取り組みと気候変動防止のリーダーシップを促すために、お取引先と協働して取り組みたいと考え参加しています。